

大衡村 通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和5年2月改正

大衡村通学路安全推進会議

1. プログラム策定の経緯と目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、小中学校の通学路において関係機関と連携して交通安全合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

また、平成30年5月に、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことを受け、本村でもこれまで以上に通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、交通安全に防犯を加えた「大衡村通学路安全プログラム」を策定いたしました。

本プログラムはこれまで実施してきた「大衡村通学路交通安全プログラム」を引き継ぎ関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「大衡村通学路安全推進会議」を設置し、児童生徒が安全に通学できるように安全確保を図っていきます。

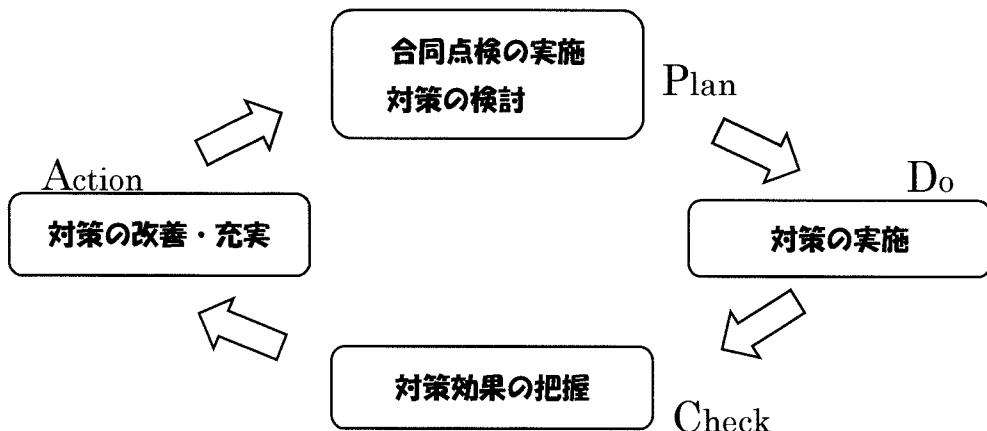
- | | |
|--------|--------|
| ・総務課 | ・大和警察署 |
| ・都市建設課 | ・大衡小学校 |
| ・教育委員会 | ・大衡中学校 |

3. 通学路の安全確保に関する取組方針

(1) 基本的な考え方

文部科学省、国土交通省及び警察庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」及び登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議により示された「登下校防犯プラン」に基づき、継続的に通学路の安全を確保するため、合同安全点検を継続して実施しつつ、対策後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 大衡村通学路安全推進会議の実施

- ・必要に応じて推進会議を開催し、通学路の危険箇所の情報を共有し、対策について話し合います。
- ・必要に応じて推進会議のメンバー以外の関連団体の方を招き、広く意見等を聞くことができるようになります。

(3) 定期的な合同点検の実施

①合同点検の実施時期等

- ・1年に1回、合同点検を実施します。その他、緊急時等必要に応じ随時点検を実施していきます。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所についても把握する必要があることから、夏期と冬期を交互に行います。
- ・効率的、効果的な合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

②合同点検の体制

- ・総務課、都市建設課、教育委員会、大和警察署等が参加する合同点検を実施します。

(4) 対策の検討

- ・合同点検により明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、交通安全対策として、歩道整備や防護柵設置、防犯対策として、防犯灯設置の検討や啓発物設置のようなハード対策や安全教育のようなソフト対策などを必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

- ・実施にあたっては、対策が円滑に進むよう連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全になったと感じているかを確認するため、対策実施後の効果を把握するため調査します。

(7) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善充実を図ります。

4. 「対策一覧表」の作成及び公表について

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添付資料】別添① 対策一覧表、対策済一覧 別添② 対策箇所図